

(地 212) (健Ⅱ226)
令和 3 年 7 月 2 8 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 菴 敏
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される
診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所（以下、コロナワクチン接種診療所。）に係る医療法上の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その5）」等にて示されてきております。（令和3年6月30日付（地161）（健Ⅱ181）にてご連絡済み）

今般、標記の事務連絡が、厚生労働省医政局総務課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛へ発出されるとともに本会宛に周知方依頼が来しました。

本事務連絡は、医療法第6条の3に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者はその医療機能にする情報を都道府県へ報告する義務があるところ、コロナワクチン接種診療所については、コロナワクチン接種を迅速に行うために一時的に開設されているものであることに鑑み、医療機能情報提供制度に基づく報告は不要としても差し支えないとされるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」という。）のために一時的に開設される診療所（以下「コロナワクチン接種診療所」という。）に係る医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その5）」（令和3年6月24日付け厚生労働省医政局総務課・医療経営支援課事務連絡）等においてお示ししているところである。

今般、コロナワクチン接種診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

法第6条の3に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者はその医療機能に関する情報を都道府県へ報告する義務があるが、コロナワクチン接種診療所については、コロナワクチン接種を迅速に行うために一時的に開設されているものであることに鑑み、医療機能情報提供制度に基づく報告は不要としても差し支えない。